

## 四、特殊事項報告

### (一) 戦線統一運動

全国労働本年度に於ける戦線統一運動に對する態度は従來にも増して積極的であつた。全国労働内部に於ける産別整理を伴ふ戦線統一は着々これを實現する一方日本労働組合協議を中心とする戦線統一運動には最も積極的協力した。即ち組合協議地方協議會の結成に當つては全国労働は當該地方の聯合會又は組合をして協議會に進んで参加せしめべく努力した。現在、九州地方、北海道地方、名古屋地方、神戸地方は既に結成し、大阪、東京は結成の前夜にあり、其他の地方も着々準備を進めつつある。結成促進の運動にも勿論全勞は忠實に協力してゐる。

また、關西總聯盟と全国労働大阪聯合會との合同問題起るやこれが速かなる實現のために努力し全国労働産別方針に即ち七月十五日合同を完成した。

### (二) 失反闘争

社會大衆黨と協力して全国的に失反闘争を戦つたが特に東京方面に於いては東京聯合會及び東京地方自由労働者組合は執行委員會に於て同會議書記局より第十八回國際労働總會に出席すべき代表を十二月中に正式に決定したく、且つ全国労働より選出したき旨が發表された。

#### 二、在京中央委員懇談會の内容

在京中央委員懇談會では、現下の國際的諸情勢並に國際労働會議に對してもつ見解、更に全国労働の從來の方針等について論議し、労働會議の代表を選出する建前をとるべきか否かに及んだ。そこで懇談の結果は、本中央委員會では擴大中央委員會の開催を決定し國際労働會議の件其他の協議豫定の議事と共に全部本中央委員會提案としてそこに廻すことに意見の一致を見たのである。

#### 三、同問題と全勞從來の方針

全国労働の國際労働會議に對する態度は創立當初の運動方針中の「國際的諸運動に關する方針」の項に於て相當明らかにしてゐる。これによると我々は(一)國際的諸運動に關しては第二第三インテグラーといふが如き國際的水準に立つて態度を決定するものでなく、(二)我國際労働組合運動の發展段階に國際的國內的情勢に即して具體的に決定されるもので、(三)國際労働會議に對してもその階級協調機關たる本質に對しては否認的態度をとり、(四)國內労働運動の戦術上利用價值あるときに限り選舉權を行使するといふ態度をもつて臨んで來た

全市失業登録労働者の賃下反對闘争を初め凡ゆる失反闘争の先頭に立ち闘つた。

### (三) メーカー闘争

本年度第十五回メーカーは所謂日本のソシアル・デモンストレーション問題の騒しい中に迎へられ、全国的にメーカー労働者は「一等國並に賃銀を上げる」と八時間労働制の實施等のスローガンを掲げてメーカーを戦ひ抜いた。各地とも日本労働組合協議を中心に行はれ對立も清算され一段と強力化した。全國労働の本年度に於ける動員数は全國で五〇二名であるが、行列に参加しなかつた地方に於いては社會大衆黨、及び友誼團體と協力してメーカー、演說會座談會等を戦つた。

### (四) 第十八回國際労働代表

#### 選出經過

第十八回國際労働代表選出に當つては全國労働は從來の如き消極的態度を清算して積極的態度をとり労働代表及び隨員を全勞より出すに至つた。では何故にかゝる積極的態度をとるに至つたか。

#### 一、組合會議書記局の意向發表

十二月十五日開催された、日本労働組合會議第一回(擴大)

更にその最後の第四項については、會では日本労働クラブ問題が討議された當時(昭和六年十月、同年度第六回中央委員會に於て)「本同盟は國際労働代表隨員、顧問等を派遣せず」との申合せをなしたことがあり、この點に於て利用の方法が限定された事例がある。

#### 四、第四回大會の論議

第四回大會には同問題が種々の事情から再討議された。一部には國際労働代表選出投票權を行使することに反對的意見もあつたがこれは問題とならずして否認せられ、また國際労働代表等を出さざる方針を持續することに就いても、國際的國內的情勢より推し行使の限度を擴大すべしとする立場乃至は從來の方針を固定化から轉換すべしとする立場から相當の論議があつた。その結果が「從來の方針に基き對處する」との決定を見たのである。

更に同問題と從來の方針とを考へるに當つて、参考となるものは、大會決定の「非常時當面闘争方針綱要」である。同方針は「非常時」の對策の直接の目標を「勤勞働大衆の政治的自由、大衆生活の安定、國際關係の合理化」に置き當面の具體的對策の中に「労働階級の國際的提携を促進するための諸機關の積極的活用」の一項を掲げてゐる。

#### 五、擴大中央委員會の決定